

追加検討依頼事項

2024年12月18日

会社法制研究会委員 弁護士 豊田祐子

【目次】

第1	総会検査役の申立適格（306条）	・・・P2
第2	業務検査役（358条1項）の申立適格	・・・P4
第3	有償ストック・オプションの役員報酬としての位置付けの明確化	・・・P5
第4	株主名簿（125条2項4項）、株主総会（318条4項）、取締役会議事録（371条2項4項）、監査役会議事録（399条の11第2項3項）、指名委員会等の議事録（413条3項4項）、計算書類（442条3項）会計帳簿等（433条1項）等の情報開示事件についての秘密保持命令	・・・P7
第5	清算人の選任決定の取消し	・・・P8
第6	合同会社の出資の払戻し	・・・P10
第7	商事訴訟事件・非訟事件に関する管轄裁判所の追加（835条、848条、856条、857条、862条、867条、868条1項等）	・・・P12
第8	代表者住所非表示措置	・・・P13

第1 総会検査役の申立適格（306条）

【提案内容】

1 主位的提案

総会検査役（306条）の申立人適格について、平成17年改正法制定で認められた「株式会社」を、株主総会決議取消しの訴え（831条1項）で原告適格が認められている取締役、監査役、執行役に改めるべきである。

2 予備的提案

総会検査役（306条）の申立人適格に、取締役、監査役、執行役を追加すべきである。

【提案理由】

1 総会検査役の沿革について

- (1) 総会検査役は昭和56年商法改正で導入されたが、昭和53年の法務省民事局参事官室が公表した「株式会社の機関に関する改正試案」では、単独株主と会社に申立権を認めていたものの、昭和56年の法制審議会が決定した「商法等改正法案要綱」では、会社の申立権は削除され、少数株主権とされた。
- (2) 昭和56年改正後も、一部の研究者（前田重行、竹内昭夫、森本滋等）から、「一部の株主が総会を混乱させるおそれがある場合に、これを抑止し、事後の紛争を簡明に処理するために会社ないし取締役等が総会検査役を必要と考えるとき」にも申立権を認めるべきと提案がされていた。また、昭和61年に法務省民事局参事官室が公表した「商法・有限会社法改正試案」では「会社」も総会検査役選任請求をなしうる旨の提案をしていた。
- (3) 平成17年商法改正は、上記経緯を踏まえ、申立権者に会社を追加した。立法担当者は、株主総会の瑕疵等を原因とする事後的な紛争を避け、またそのような紛争に備えるために、会社自身が総会検査役の選任を要求することに対するニーズも十分に考えられると導入理由を説明している。

2 新たに提起をする背景

- (1) 総会検査役の機能については、①証拠保全機能及び②違法抑止機能（法令遵守機能）が挙げられる（一般に、②の違法抑止機能については、検査役が①の証拠保全目的で調査報告を行うことによって、事実上、間接的に期待される効果であって、いわば副次的な機能と位置づけられる。）。
- (2) 上記機能との関連で、①証拠保全機能との関係では、取締役又は監査役の職務を検討した場合、取締役は法令遵守義務（355条）、監査役の違法行為の阻

止是正（382条、385条）が職務の内容とされており、両者とも、株主総会の場面では、招集手続又は決議の方法に違法性ないし著しい不公正な事由が認められた場合には、その瑕疵を是正すべく株主総会決議取消しの訴え（831条）の提訴権が認められているが、事後に訴えを提起し違法状況を是正しようとしても、検査役選任申立権が認められない現状では、事後的に証拠資料として重要な役割を果たす検査役報告書を入手することはできない（取締役・監査役は、事後の是正権だけが認められているものの、そのための証拠保全の方法が認められていない）。

とりわけ、株主構成において、多数株主と少数株主が対立関係にある場合には、構造的利益相反の状況にあり、多数株主から選任された経営陣が多数株主に有利な株主総会議案を提案し承認可決を求める場面は容易に想定できる（岩原（会社法コンメ19巻831条解説280頁では、少数少数株主保護のために取締役に決議取消しの訴の提訴権を認める。））。

そこで、将来の株主総会決議の瑕疵を争う場面に備えて、取締役、監査役にも、検査役の選任を認めるべきである。

(3) ②の違法抑止機能との関係でも、本来、取締役、監査役による法令遵守の実現は自らが働き掛けて違法行為の抑止、是正に務めるべきであるが、取締役間や取締役と監査役の間で対立状況にある場合には、内部者だけの対応には限界があり、とりわけ、株主総会の場面においては、経営陣の主流派が、多数派株主と一体となって総会を違法な方法で運営するときには、少数派の取締役や監査役がその場において是正監督を実現しようとしても無力である。しかしながら、裁判所が選任した総会検査役による立会が実現すれば、無用な紛争の招来を抑止できる。

(4) そこで、経営陣の多数派と同じ意味である「会社」以外に、「取締役、監査役」にも総会検査役の申立権を認めるべきである。

第2 業務検査役（358条1項）の申立適格

【提案内容】

業務検査役の申立人資格に、取締役、監査役、執行役を追加すべきである。

【提案理由】

- 1 従前は、監査役・取締役は職務に基づき自ら調査が可能であるから、業務検査役には申立人資格を与える必要はないと考えられた。
- 2 しかし、近時は企業の不正行為が発覚した際、専門性の欠如や調査の公正性を担保するため、外部の専門家を含む第三者委員会を組織したり、外部の専門家に調査を依頼したりするケースも見受けられる。
- 3 ところで、第三者委員会における外部専門家の調査は、業務検査役の調査と実質において差異はないが、費用も高額で、実際上大企業以外の株式会社では、不正などが発覚しても設置が困難な状況である。任意の第三者委員会の設置等に比して、裁判所の選任する業務検査役の費用は低廉で、中小企業においても、その費用負担は可能である。

裁判所の選任する業務検査役の信頼性、公正性、また、検査役制度の想定する裁判所による株主への情報提供命令の有効性を考えれば、取締役・監査役に業務検査役選任申立ての途を開くことも検討すべきである。

第3 有償ストック・オプションの役員報酬としての位置付けの明確化

【改正提案】

新株予約権のうち役員に対して発行時の公正価値を払い込ませるいわゆる「有償ストック・オプション」を会社法上報酬として整理し、株主総会決議を必要とすべきである。

【提案理由】

- 1 近年の実務において、役員に「公正価格」の払込みをさせて発行する新株予約権（いわゆる「有償ストック・オプション」）について、投資商品であって報酬ではないため株主総会決議は不要であると一部専門家が主張し、これに基づき上場・非上場の株式会社が報酬決議なしに役員に発行する例がある。
 - 2 しかし、行使条件を多数付してこれを恣意的に評価していることが疑われる事例も少なくなく、そのような実質的に疑義のある「公正価格」で発行される新株予約権については報酬と評価することが適切であることが多い。
 - 3 さらに、有償ストック・オプションも役職員の意欲向上による企業価値向上を狙いとするものであり、役員報酬全体の設計をコーポレートガバナンスの1つとして重視し、決定や開示についての規制を設ける近年の考え方からすれば、これを会社法上報酬と整理すべきと考える。
 - 4 スtock・オプション会計基準上は、平成30年に、権利確定条件付き有償新株予約権が発行される場合、従業員等（役員を含む）から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合を除き、原則としてストック・オプション会計基準に定めるストック・オプションに該当するものと整理された（実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」第4項、[実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の公表 | 企業会計基準委員会](#)）。
 - 5 会計基準と会社法の解釈基準が必ずしも統一的ではなく、会社法も改正が必要であると考えます。
- ※以上「株式報酬制度の設計と課題」（中村慎二著）（中央経済社）147頁参照
- 6 そこで、例えば以下のような条文を追加することを提案する。

第361条第1項の2

株式会社が取締役に対し募集新株予約権の発行を行う場合において、当該募集新株予約権が以下の要件を満たすときは、報酬とみなして本条を適用する。

- イ 募集新株予約権が役員または職員のみ割当てられるもの
- ロ 募集新株予約権の発行条件又は行使条件において当該株式会社の業績若しくは株価又は新株予約権者の当該株式会社の役員就任若しくは勤務を条件としているもの
- ハ 募集新株予約権の譲渡に当該株式会社の承認を要するもの

第4 株主名簿（125条2項4項）、株主総会（318条4項）、取締役会議事録（371条2項4項）、監査役会議事録（399条の11第2項3項）、指名委員会等の議事録（413条3項4項）、計算書類（442条3項）会計帳簿等（433条1項）等の情報開示事件についての秘密保持命令

【提案内容】

会社法での上記情報開示事件について、裁判所は、開示請求、申立てを認容するに際しては、申立て又は職権で、原告又は申立人に対し、開示資料についての秘密保持命令を発令する規定されたい。

【提案理由】

- 1 現状、情報自体が訴訟手続中において開示等された場合には、当事者は訴訟記録中の秘密保護のため閲覧制限等を申し立て、情報自体が第三者の閲覧・謄写に晒される危険から回避することができるが（民事訴訟法92条）、訴訟・非訟の結果、裁判所が情報の開示を命じた場合には、当事者が開示させられた秘密情報が第三者に漏洩する危険から防御する方法は定められていない。
- 2 そのため、実務では、裁判所によって開示が命じられる場面に備えて、当事者で秘密保持契約等を締結して防御しているが、当事者には当該契約の締結に応じる義務はない。
- 3 そこで、裁判所による開示が命じられる場合には、開示資料についての秘密保持のための命令の発令を導入されたい。

第5 清算人の選任決定の取消し

【提案内容】

清算人の解任について定める479条の中に、裁判所が選任した清算人の選任取消しについて、次の規定を設けるべきである。

記

裁判所は、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、清算人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で清算人の選任を取り消すことができる。

【提案理由】

- 1 現在の実務では、隣接地との境界確定のための立会、所有不動産に設定した抵当権の抹消、所有不動産の譲渡、債権放棄の意指表示の受領等、清算人の行う業務を限定したスポット運用が行われているが、清算人が会社財産の特定財産（不動産等）を換価し現金化した場合には、債権者に弁済し残余財産を株主に分配する職務を負うが、債権者や株主を調査把握することも困難な清算会社では、清算人の費用報酬を支払っても残金が生じる場合があり得る。

その場合、清算人は残金を管理することだけが職務となり、他の業務もないまま長期間に亘って清算人を継続することになるが、清算人の地位を長期継続すると、清算会社の登記簿が復活していることを認識した国地方公共団体から滞納法人税、固定資産税の納付を求められることも多く、納付額に見合う資産を管理していない清算人は処理に窮することになる。

そこで、裁判所によっては、清算人の選任の取消し（法的意味は撤回）をして、清算人の職務を解くことで解決をしている。しかしながら、現在の清算人取消しの根拠である非訟事件手続法59条は取消事由を「その決定を不当と認めるとき」としか規定していないため、残金を保管している場合等には、文理上取消決定に馴染まず、裁判所によっては、残金が生じる案件での清算人の選任を躊躇する傾向もある。

- 2 平成23年家事事件手続法制定前は、不在者財産管理について、家事審判規則37条は、①不在者が財産を管理することができるようになったときを取消事由として定め、また、解釈上、②管理すべき財産がなくなったときも管理の終了事由として扱っていたが、その後平成23年家事事件手続法制定に際し、下記のとおり「財産の管理の必要性や財産の価値に比して管理の費用が不相当に高額であり、管理者を選任した上で第三者に財産を管理させるのが相当でない場合など財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」も不相当な管理の継続を止め

ることができるように、③「その他財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」を取消事由として加えた。

(処分の取消し)

第147条 家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、民法第25条第1項の規定による管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

- 3 また、令和3年民法改正において新たな財産管理制度を創設するに伴い、これらの管理命令に関する非訟事件手続法が整備され、所有者不明土地建物は90条、管理不全土地建物は91条が定められたが、それら規定が定める「項」において、裁判所による管理命令の取消しについての規定を設けている。

(所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令)

第90条

10 裁判所は、管理すべき財産がなくなったとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、所有者不明土地管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならない。

(管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令)

第91条

7 裁判所は、管理すべき財産がなくなったとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、管理不全土地管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、管理不全土地管理命令を取り消さなければならない。

- 4 しかるに、会社法が定める清算人については、「その他財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」の取消しの含め取消しに関する規定が設けられていない。

そこで、民法の財産管理制度に準じて、清算人にも選任取消しの規定を設けるべきである。

第6 合同会社の出資の払戻し

【提案内容】

会社法 623 条 2 項により、合同会社が出資の払戻しを行う場合、①剰余金及び②定款を変更して出資の価額を減少した額、のいずれか少ない額が限度とされている。他方、合同会社が無対価で組織再編行為を行った場合、資本剰余金が増加しても、定款に記載する出資の額が増加しないことから、増加した資本剰余金分を原資に払戻しをすることができず、不都合である（利益配当の対象にもならない。）。この点、無対価組織再編により増加した資本剰余金分についても払戻しできるように改正すべきである。

【提案理由】

- 1 合同会社においては、出資の額を定款に記載するが、一般的には当該記載額が払戻しの限度になるため、会社法 623 条 2 項により、剰余金の範囲内で定款変更をして出資の額を減少し、その減少分を払戻せばよい。しかし、無対価組織再編等による剰余金の増加がある場合には、定款記載の出資の額の減少額を限度とする規定では不都合が生じ得る。
- 2 例えばある会社（A 社）の 2 つの完全子会社（B 社及び C 社）の間で B 社を完全親会社、C 社を完全子会社とする無対価の株式交換を行う場合、C 社の株式は A 社から B 社に移転するが、無対価であるために C 株が A 社から B 社に移転しても、B 社における A 社の出資額が増加することがなく、B の定款における A の出資額も変更されない。（なお、登録免許税の関係で無対価とする実務上のニーズが存在する。例えば、株式交換の場合、会社計算規則 39 条 2 項により、株式交換完全親会社が持分会社である場合には、対価ありとすると出資額が全額資本金になってしまうため、無対価とすることにより資本金が増加しない扱いがとられる。なお、通常の出資の場合には全額資本剰余金とすることが可能である。）

この点、無対価株式交換でなければ、会社法 770 条 1 項 2 号に基づき株式交換契約に出資の価額を記載することにより、会社法 771 条 3 項によって定款上の出資額は増加するが、無対価株式交換の場合は「会社法 770 条 1 項 2 号に規定する場合」に該当しないと考えられ、会社法 771 条 3 項により定款変更があったものとみなすことができず、定款の出資額は増加しない。

このため、このような無対価組織再編を行うと、たとえ組織再編により剰余金が増額となっても、定款記載の出資額の限度でしか払戻しができないことになってしまう。
- 3 株式会社においては、定款に出資額を記載せず、また合同会社の出資の払戻し

該当する自己株式取得の制限は分配可能額の規制であるため同様の問題は生じない。

- 4 実質的にも、先ほどの例でいえば株式交換時に C 株が B に出資されていると評価でき、B 社には実質的に財産が入るため、増えた剰余金を払い戻すことに問題はないと考えられる。
- 5 この点についての改正案としては、現状合同会社においては出資の払戻と退社に伴う持分の払戻以外では、「利益の配当」のみが定められているところ、これを剰余金の配当に広げ、資本剰余金も配当できることにする改正が考えられるのではないか。

第7 商事訴訟事件・非訟事件に関する管轄裁判所の追加（835条、848条、856条、857条、862条、867条、868条1項等）

【提案内容】

商事訴訟事件・非訟事件に関する管轄裁判所に、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所を追加すべきである。

【提案理由】

- 1 東京地方裁判所、大阪地方裁判所には会社訴訟事件や会社非訟事件を専門的に取り扱う商事部が存在しており、商事部・非訟部に配属される裁判官は会社訴訟事件、会社非訟事件の知見経験を有し、これら事件に接する機会が与えられる。また、商事部では合議体を組成することも可能であり、会社訴訟・非訟事件の当事者にすれば、管轄裁判所がいずれかにより提供されるサービスの内容に差異が生じる可能性がある。

その不均衡を是正するため、いずれの地に本店が所在するとしても均しく商事部・非訟部で審理を受けることが可能となる法改正を検討すべきである。

- 2 なお、近時の民事裁判手続のデジタル化により、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所とは近接しない単位会の弁護士であっても、web会議システムを利用することで過重な手間、時間を要することなく、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所での手続に参加することが可能となっているのであるから、ここでは、両裁判所の専門的知見に基づく判断を享受する方向で検討すべきである。

第8 代表者住所非表示措置

【改正提案】

一般社団法人、一般財団法人、投資法人、農業協同組合、労働組合、弁護士法人、弁護士会等の法人の代表者その他役員の住所も、株式会社の代表取締役と同様、住所の非表示措置を設けるべきである。

また、合同会社の法人社員が代表社員である場合の職務執行者についても、住所の非表示措置を設けるべきである。

【提案理由】

1 2024年（令和6年）10月から、プライバシーの保護を図り、誰もが安心して起業することができるよう見直しを行う必要性の観点から、株式会社の代表取締役等の住所の行政区画以外部分について、登記事項証明等において非表示とされた。

2 しかし、プライバシーの保護を図る必要性については、株式会社の代表取締役に限定する理由はなく、他の法人、具体的には、一般社団法人、一般財団法人、投資法人、農業協同組合、労働組合、弁護士法人、弁護士会等についても同様である。

また、合同会社の法人社員が代表社員である場合の職務執行者（会社法914条8号）は、代表社員の一般社員であることが多く、公示の必要性よりもプライバシー保護の要請がより大きい。

3 そこで、これら法人の代表者、職務代表者についても、住所の非表示措置を導入すべきである。